

○松山養護老人ホーム事務組合職員給与条例施行規則

制 定 昭和51年4月5日規則第4号

改 正 昭和54年2月26日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、松山養護老人ホーム事務組合職員給与条例の規定に基づき、初任給、昇格、昇給等の基準並びに給料及び諸手当の支給等に関する事項を定めることを目的とする。

(初任給、昇格、昇給等)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、松山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準を定める規則（昭和36年松山市規則第1号）を準用する。

(給料及び諸手当)

第3条 職員の給料及び諸手当の支給については、次の各号に掲げる規則を準用する。

(1) 給料の支給については、松山市職員給与条例施行規則（昭和27年松山市規則第13号）

この場合において、施設の入所者の生活介助等の当直勤務に対する宿日直手当については、同規則第10条第1号中「1,600円」とあるのは「2,400円」と、同条第2号中「2,400円」とあるのは「3,600円」と読み替えるものとする。

(2) 住居手当の支給については、松山市職員の住居手当の支給に関する規則（昭和50年松山市規則第10号）

(3) 期末手当及び勤勉手当の支給については、期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（昭和39年松山市規則第14号）

(4) 通勤手当の支給については、松山市職員の通勤手当に関する規則（昭和33年松山市規則第25号）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和54年2月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年1月1日から適用する。